

## 平成26年度 国費外国人留学生（高等専門学校留学生等）の 奨学金支給期間延長にかかる取扱要領

### 1 募集概要

- (1) 奨学金支給期間延長の申請については、現在の国費外国人留学生の区分により各々後述の申請区分（Ⅶ～Ⅷ）のとおりとする。
- (2) 延長申請を行う者のうち、本人があらかじめ本国政府、在日公館、勤務先責任者等の許可を得ておくことが必要な者については、在籍する学校において責任を持って事前に確認することを指導するとともに、その結果の確認を必ず行うこと。
- (3) 推薦基準に合致しない者は推薦しないこと。
- (4) 延長申請については、学習計画書のほかに「指導教員の意見書」には国費外国人留学生としての延長を推薦するにふさわしい人物であることを具体的に記すこと。具体的説明の乏しい者については、不採用となることがあるので留意すること。
- (5) 大学の学部3年次、または高等専門学校専攻科への編入学または進学希望先は2校（第2希望まで）に限ることとする。（大学と高等専門学校専攻科を1校ずつ希望することで2校としても差し支えない。）

なお、申請書に記入した大学、または高等専門学校専攻科以外の学校へ編入学または進学する場合、国費外国人留学生奨学金は支給しない。
- (6) 以下の者にかかる延長申請の選考方法等については「平成26年度国費外国人留学生（学部留学生・研究留学生等）の奨学金支給期間特別延長に係る取扱要領」に基づいて申請すること。
  - ① 当初、高等専門学校留学生として採用となり、現在、高等専門学校専攻科に在籍し、平成27年4月（または平成27年10月等）から大学院修士課程に進学を希望する者。
- (7) 支給期間の延長が認められた場合、進学先の大学等にかかる入学検定料及び入学金は文部科学省負担（国立大学法人は不徴収）とするが、延長が認められなかった場合及び進学先以外の大学等にかかる入学検定料及び入学金は、当該大学等の規程に基づき取り扱うこととなるので、場合によっては本人負担となる場合があることをあらかじめ承知しておくこととともに、学生に対しても十分に説明を行うこと。
- (8) 大学の学部へ編入学する場合、原則として、3年次に編入する場合に限り、認めることとするが、やむを得ない事情により2年次に編入することを希望する場合は、あらかじめ文部科学省に相談すること。（進学を希望する大学の編入学の取扱いについて申請時によく調べておくこと。）
- (9) 提出期間  
平成26年12月15日（月）～12月19日（金）当日消印有効  
提出期限以降の書類提出及び差し替えは一切認めないので留意すること。
- (10) 推薦者が2名以上いる場合には、必ず学校としての優先順位を付すこと。
- (11) 結果通知については、平成27年2月中旬を目処に文書にて通知する。申請者本人には応募を取りまとめた学校が通知を行うこととする。
- (12) 次の場合には、原則として奨学金の支給を取り止めるので留意すること。また、これらに該当するにもかかわらず奨学金を受給した場合、該当する期間に係る奨学金の返納を命じることがある。
  - ① 申請書類等に虚偽の記載があることが判明したとき。
  - ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
  - ③ 大学等において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となったとき。

- ④ 学業成績不良や停学等により標準修業年限内での卒業（もしくは修了）が不可能であることが確定したとき。
  - ⑤ 入管法別表第一の四に定める「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
  - ⑥ 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く）の支給を受けたとき。
  - ⑧ 採用後、進学に伴う奨学金支給期間延長の承認を受けずに上位課程に進学したとき。
- (13) 例年、延長申請について国費外国人留学生への周知を忘れる学校があるため、平成27年度に進学する（ことを予定している）ため延長申請を要する者を把握するとともに、当該者における申請の意思を確認するなど申請に漏れがないよう十分留意すること。万が一延長申請漏れがあった場合、当人への奨学金の継続支給に重大な影響が生じることに留意すること。

(14) 提出書類等

① 申請書ファイルAの作成について

申請書ファイルAを文部科学省のウェブページからダウンロードの上、推薦者1名につき申請書1シート（シート名「01」、「02」、「03」、「04」・・・）を作成し、各学校区分毎に1シート推薦者一覧（シート名「推薦者一覧」）を作成し、電子媒体を文部科学省の指定する E-mail アドレス (encho@mext. go. jp) に送信すること。申請書ファイルAの「推薦者一覧」シートに入力されるデータは、「備考」欄以外は全て申請書シートに入力されたデータが推薦者一覧に転記されることとなる。そのため、推薦者一覧シートに誤りを発見した場合は、「申請書」シートと「推薦者一覧」シート間の内容に齟齬が生じないようにするため、必ず、まず「申請書」シートを修正の上、「推薦者一覧」シートに修正を反映させること。

例年、推薦調書の推薦順位欄を空欄等のままで提出している学校があるが、この場合、推薦者一覧が正しく作成されないの十分留意の上作成すること。

なお、指導教員の意見書は電子媒体 (pdf ファイル) のほか、推薦者1名につき1部印刷し、指導教員が押印したものを郵送でも提出すること。

② 申請書ファイルBの作成について

申請書ファイルBを文部科学省のウェブページからダウンロードの上、推薦者1名につき1ファイルを作成し、電子媒体を文部科学省の指定する E-mail アドレス (encho@mext. go. jp) に送信すること。

③ 紙媒体及び電子媒体の提出方法は下記のとおり。

ア 郵送による提出

学校長からの推薦状（公文書等）に区分ごとに作成した推薦者一覧、各推薦者の指導教員の意見書、成績証明書及び出欠状況証明書を添付し、郵送で提出すること。

申請書類提出の際は、角2号の封筒に封入し、封筒表に朱書きで、××××（学校番号）延長申請書類在中と明記の上、本件担当あて郵送又は持参すること。  
※国費留学生係宛の他の書類とは必ず別便で送付すること。

イ 電子媒体による提出

各個人の申請書ファイル及び推薦者一覧ファイルは、電子データをメールにて提出期間内に提出すること。

文部科学省の E-mail アドレス (encho@mext. go. jp) には多数の送信があるので、本件を送信する際には、必ず以下によること。

メールの件名： ××××（←学校番号）○○学校（延長申請）

（例）061234 文部科学専門学校（延長申請）

ファイルの件名： ××××（←学校番号）○○学校区分○（←申請区分ⅦまたはⅧ）

（例）061234 文部科学専門学校区分Ⅶ

※文部科学省のメールサーバーはメールのサイズ（本文と添付ファイルをあわせた容量）が10MBを超える場合には受理できないことから、メールのサイズは一定の余裕をもったものとする。推薦者が多数のためサイズが10MBを上回る場合にはファイルの圧縮又は複数のメールに分割して送付すること。その際、メールの件名の最後にメール総数及び当該メールの本数を入力すること。5本のメールに分割して送信する際の4本目は4/5と入力、5本目は5/5と入力する。（例：012345 文部科学専門学校（延長申請）1/5）。

※推薦者が多数の場合、申請書ファイルを区分ごとにフォルダに格納・圧縮の上送信等すること。フォルダの名称は特に定めないが学校名及び区分を入力すること。

※前述の「①郵送による提出」又は「②電子媒体による提出」の一方のみの提出では推薦があったと認められない。必ず両方を提出すること。

(15) 申請書様式等：文部科学省ウェブページに掲載する。

(16) 本件照会及び提出先

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 留学生交流室 国費留学生係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL：03-5253-4111（内線3362、2624） FAX：03-6734-3391

## 2 申請区分

### (1) 申請区分Ⅶ

現在、高等専門学校留学生として在籍し、平成27年4月（または平成27年10月等）に大学学部3年次に編入学、または高等専門学校専攻科へ進学する者。

### (2) 申請区分Ⅷ

現在、専修学校留学生として在籍し、平成27年4月（または平成27年10月等）に大学学部3年次に編入学する者。

## 3 延長候補者の奨学金支給期間

平成27年4月（または平成27年10月等）から大学学部卒業、または高等専門学校専攻科修了までの2年間。

## 4 提出書類

### (1) 申請者ごとに必要な書類

#### ① 申請書ファイル

ア 奨学金支給期間延長申請書（申請区分ⅦまたはⅧ）【本人が作成】

イ 学習計画書【本人が作成】

ウ 推薦調書【学校が作成】

エ 指導教員の意見書【学校が作成】

オ 学業成績係数が算出できない理由【学校が作成】

※成績係数が算出出来ない場合のみ提出

- ② 成績証明書（申請時に在籍する高等専門学校または専修学校で取得可能な最近のものまで）
  - ③ 出欠状況証明書（A4 版、様式任意、出欠状況が分かるもの。出席状況は成績と時期を合わせること。）
- (2) 学校でとりまとめる書類
- ① 推薦者一覧ファイル
    - ア 平成27年度進学等に伴う奨学金支給期間延長の推薦者一覧（申請区分ⅦまたはⅧ）【学校が作成】
- (3) 推薦基準
- ① 申請時に在籍する高等専門学校または専修学校での学業成績係数が2.80以上かつ出席率（成績取得可能な時期までの出席で計算すること）が95.0%以上の者。
  - ② 大学学部3年次に編入学、または区分Ⅶの場合申請時に在籍する高等専門学校の専攻科へ進学する見込みのある者。
  - ③ 指導教員から推薦の強い要望がある者。
  - ④ 学校長が推薦するにふさわしい人物と認めた者。
  - ⑤ 専攻分野の継続性が明確である者。